

保育所の入所児童を募集します

平成27年4月から入所する児童を募集します。入所を希望される方は、期日までにお申し込み下さい。

【募集人数】

清里保育所 60名
札弦保育所 60名



【受付期間】

平成27年2月2日（月）～16日（月）

【申し込み方法】

入所申込書に必要な事項を記入し、必要な書類を添付した上で保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内）へご提出ください。

※入所申込書は各保育所と保健センターにあります。

※申請に必要な添付書類については申込書をお渡しする際に合わせてお知らせいたします。

【入所条件】

保護者の方が次のいずれかの『保育を必要とする事由』に該当し、家庭で保育できない1歳6ヵ月から就学前までの子ども（平成27年4月1日時点）が対象です。

<保育を必要とする事由>

- 就労していること
- 妊娠中又は産後間がないこと
- 疾病や障がいをもっていること
- 同居の親族を常時介護または看護していること
- 災害復旧の状態にあること
- 求職活動を継続的に行っていること
- 就学していること（職業訓練校等における就業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他上記に類する状態と認められること

【保育の必要性の認定について】

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度により、保育所での保育を希望される方については『保育の必要性の認定』を同時に行います。

『保育を必要とする事由』に該当した場合、2号認定（満3歳以上の子ども）又は3号認定（満3歳未満の子ども）の区分に認定され、さらに『保育を必要とする事由』の状況（就労時間など）に応じて、保育を利用できる時間が保育短時間（午前8時～午後4時）と保育標準時間（午前7時30分～午後6時30分）に変わります。